

議案第95号

日進市中央福祉センター及び日進市福祉情報センターの指定管理者の指定について

下記のとおり日進市中央福祉センター及び日進市福祉情報センターの指定管理者を指定するものとする。

令和元年11月28日提出

日進市長 近藤裕貴

記

- 1 公の施設の名称 日進市中央福祉センター
日進市福祉情報センター
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会
- 3 指定管理者の所在 愛知県日進市蟹甲町中島22番地
- 4 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるからであります。

別表

1 指定管理者の概要

ふりがな 団体名	しゃかいふくしほうじん にっしんししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会				
所在地	〒470-0122 愛知県日進市蟹甲町中島 22 番地				
代表者	会長 堀之内 秀紀				
設立年月日	昭和 61 年 3 月 10 日				
従業員数	110 名（常務理事 2 名、市派遣職員 4 名、正職員（総合職）12 名、 正職員（一般職）21 名、再任用職員 1 名、臨時フルタイム等職員 11 名、臨時パート職員 59 名）				
沿革	昭和 61 年 3 月 社会福祉法人日進市社会福祉協議会設立 平成 2 年 4 月 ボランティアセンター開設 平成 6 年 10 月 社会福祉法人日進市社会福祉協議会と改称 平成 7 年 4 月 地域福祉サービスセンター開設				
業務内容	1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、 調整及び助成 4 共同募金事業への協力 5 老人、障害者デイサービスセンターの管理運営 6 中部地域包括支援センターの管理運営 7 障害者相談支援センターの管理運営 8 子ども発達支援センターの管理運営 9 福祉総合相談事業				
公共事業等 の主な実績	1 日進市障害者地域生活支援事業 2 日進市中部地域包括支援センター事業 3 日進市生活困窮者自立相談支援等事業 4 親子通園事業 5 日進市生活支援コーディネーター事業 6 日進市認知症初期集中支援チーム事業 7 日進市就労・生活総合支援コーディネーター事業				
公共施設等 管理実績	発注者	施設所 在県名	施設名	管理内容	管理期間
	日進市	愛知県	日進市中央福祉セ ンター	施設運営及び 維持管理	H18.4～
	日進市	愛知県	日進市福祉情報セ ンター	〃	H18.4～

	日進市	愛知県	日進市障害者福祉センター	〃	H24.4～
財政状況 単位：千円	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	総収入	527,505	784,252	612,118	
	総支出	399,198	655,846	497,601	
	当期損益	128,306	128,405	114,517	
	累積損益	130,272	136,648	126,012	

2 指定管理者の指定方法

募集方法	公募によらない
------	---------

日進市中央福祉センター及び日進市福祉情報センターの指定管理者の
候補者の選定について

1 対象施設

施設名称 日進市中央福祉センター
所在地 日進市蟹甲町中島22番地
延床面積 2,882.09㎡
構造 RC造2階建て
開設年月日 平成7年9月10日

施設名称 日進市福祉情報センター
所在地 日進市蟹甲町中島21番地
延床面積 64.56㎡
構造 木造平屋建て
開設年月日 平成12年5月1日

2 提案の概要

- ・地域福祉の活動拠点として、市民が福祉に関心を持ち、福祉の担い手や支援者として育ち、地域福祉活動に参加することに寄与するため、利用者への支援や福祉を担う人材の育成に取り組む。
- ・利用者アンケートを実施し、施設の利便性向上への反映に努める。利用者に分かりやすい施設情報の提供や発信を行う。
- ・利用者の安全性の確保のため、救急救命講習の受講・避難訓練の実施等による事故予防対策を行う。
- ・行政区、自治会、民生委員、福祉関連機関と連携して地域福祉の推進を行う。
- ・大規模災害時に災害ボランティアセンターの設置運営を行う団体として、職員や災害ボランティアの設置・運営訓練を行う。

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料	27,000	27,000	27,000

	令和5年度	令和6年度	合計
指定管理料	27,000	27,000	135,000

3 主な委員意見（評価できる点）

- ・新しい時代に対応する人員、配置、しくみを十分に整えていると思われる。

- ・前期までの運営実績、今期の取り組みに照らし、適正な指定管理業務が行われることが期待できる。
- ・社会福祉に対する熱意を感じた。
- ・社協の設置目的や役割と中央福祉センターの設置目的が合致しているため、運営について積極的な提案や自主財源の投入など、評価できる。
- ・地域との交流の場があることは、地域の高齢者にとってはありがたい。

4 審査結果

審査基準	審査項目	配点	(福) 日進市社会福祉 協議会
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。(条例第4条第1号)	①本施設管理に関する基本的な考え方	75	62
	②利用者対応についての考え方及び具体策	50	42
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(同条第2号)	①施設の有効活用	50	38
	②事業の計画	50	36
	③地域貢献	75	57
3 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第3号)	①指定管理料	50	32
	②本施設の維持管理等	50	40
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条第4号)	①本施設の管理運営に必要な人員	50	36
	②組織体制	50	39
合 計		500	382